

委託生産者について

日本商工会議所

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理課原産地証明室監修

委託生産者の位置づけ

- ▶ 原産品判定依頼を行うことができるのは、製品の生産者または生産者から提供された情報を有する輸出者のみです
 - ※国内の卸売業など、輸出者でも生産者でもない企業は原産品判定依頼を行うことはできません
- ▶ 他社に生産委託を行っている場合、製品の原産性を証明することができる一定の条件を満たせば、「委託生産者」として原産品判定依頼を行うことが可能です（次ページ参照）

経済産業省ガイドラインにおける委託生産者の定義

- ▶ 委託生産者について、「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」において定められています

委託生産者について

経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」P. 4参照

A社が輸出する物品の

- ① 生産に係る企画、仕様の決定
- ② 原材料の調達、支給又は指定
- ③ 製造全般の管理・指揮を行い、

B社に製造させる場合、A社、B社ともに生産者（A社は委託生産者）に当たり、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出して原産品判定依頼を行うことができる。

委託生産者に関する要件および提出資料については、以下を参照。

「委託生産者について（日本商工会議所作成、経済産業省監修）」

(<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/itaku-seisansha.pdf>)

【提出資料】

- 委託生産者であることのチェックシート
- 要件①～③の委託関係を示すための誓約書

(<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/itaku-seisansha-checksheet.docx>)

【保存資料】

A社が委託生産者として原産品判定依頼を行う場合には、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料のほか、B社との関係を示す資料についても保存する。

(例)

- ✓ 委託契約書
- ✓ 製品の注文書・納品書
- ✓ 図面/QC工程表/生産仕様書
- ✓ 材料の手配書/伝票 など



委託生産者の要件

- ▶ 生産者と同様に製品の原産性を証明できる委託生産者であることを確認するために、3つの要件をクリアする必要があります。
- ▶ 3つの要件のいずれか一つでも満たさない場合は、製品の原産性を証明する資料が作成できず、委託生産者には該当しません。

(委託生産者に該当する要件)

- ①生産に係る企画、仕様の決定を行っている
- ②原材料の調達、支給又は指定を行っている
- ③製造全般の管理・指揮等を行っている

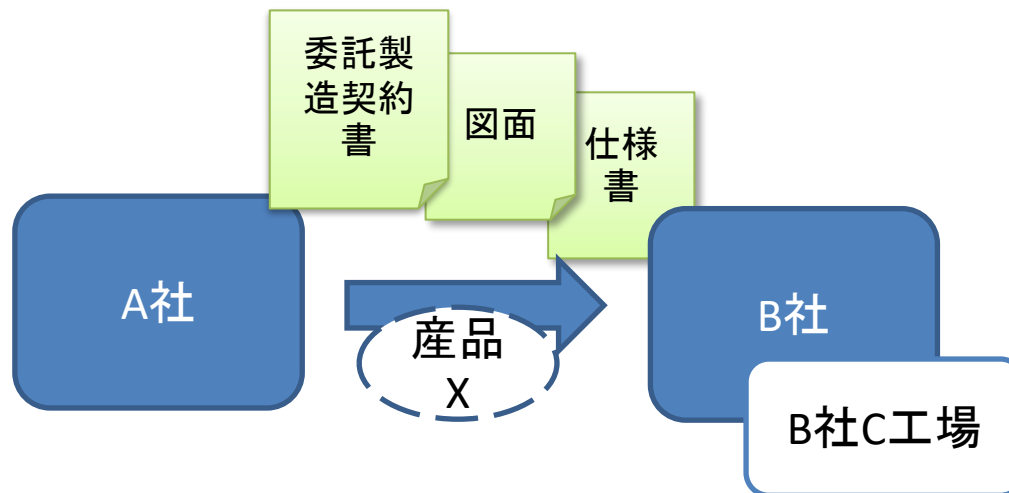
(要件を満たさない場合の例示)

- ✓ 企画、仕様を決定していないため、製品の詳細や材料・部品がわからない
- ✓ 原材料の調達、支給または指定を行っていないため、使用している材料や部品がわからない
- ✓ 製造全般を管理・指揮していないため、製造場所等がわからない、あるいは製造場所が移転してもわからない

⇒製品情報を正しく管理・把握できていないため、生産者として判定依頼をすることができません

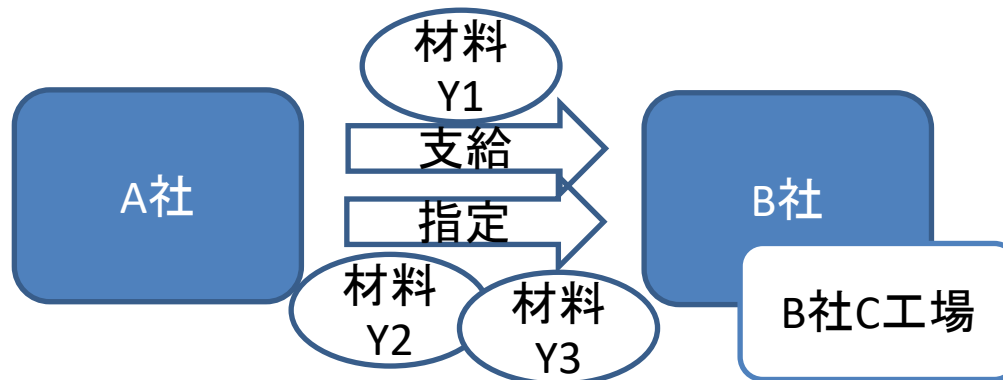
要件① 企画、仕様の決定

- ▶ 委託元のA社から委託先のB社に対して、委託契約書や覚書等により製品Xを製造委託している
- ▶ 委託元のA社が製品Xの図面や生産仕様書等を自社で作成して、委託先のB社へ提供している

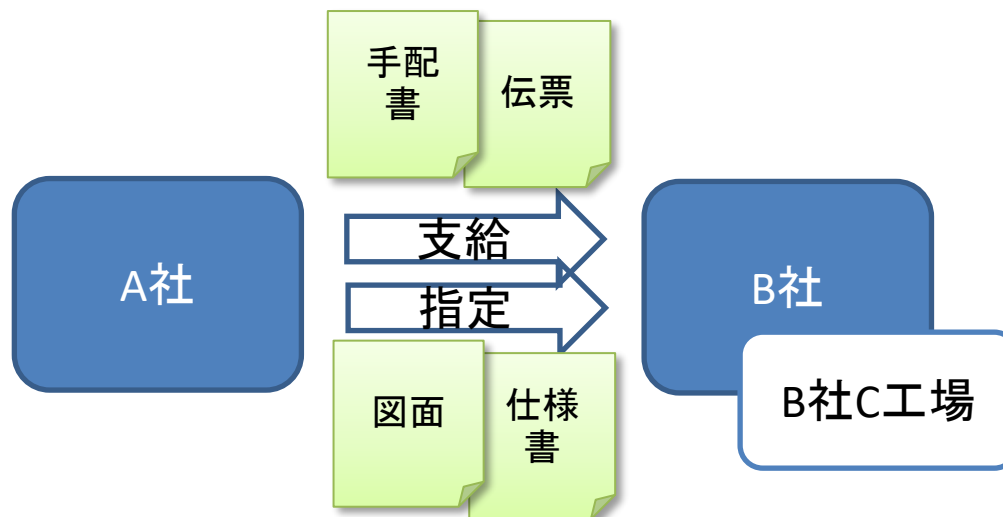


要件② 原材料の調達、支給又は指定

- ▶ 委託元A社が委託先B社に対して、製品Xで使用している材料Y1～Y3を全て支給、あるいは指定している

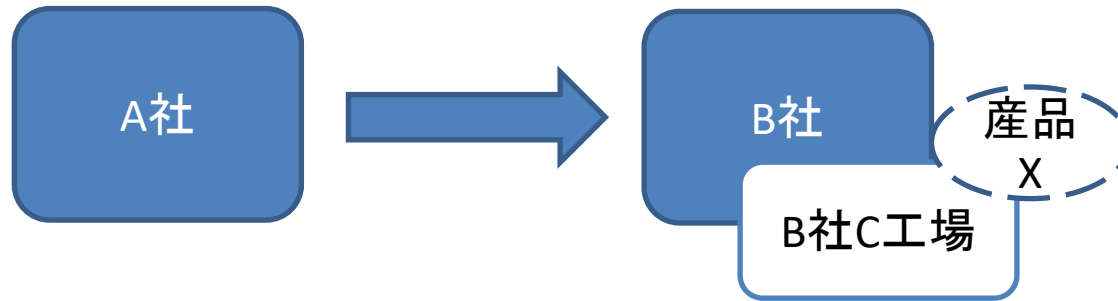


- ▶ 委託元A社がY1～Y3を支給している場合は材料の手配書や伝票、指定している場合は材料のサイズや性能を指定した図面や仕様書などが指定発給機関に提出できる

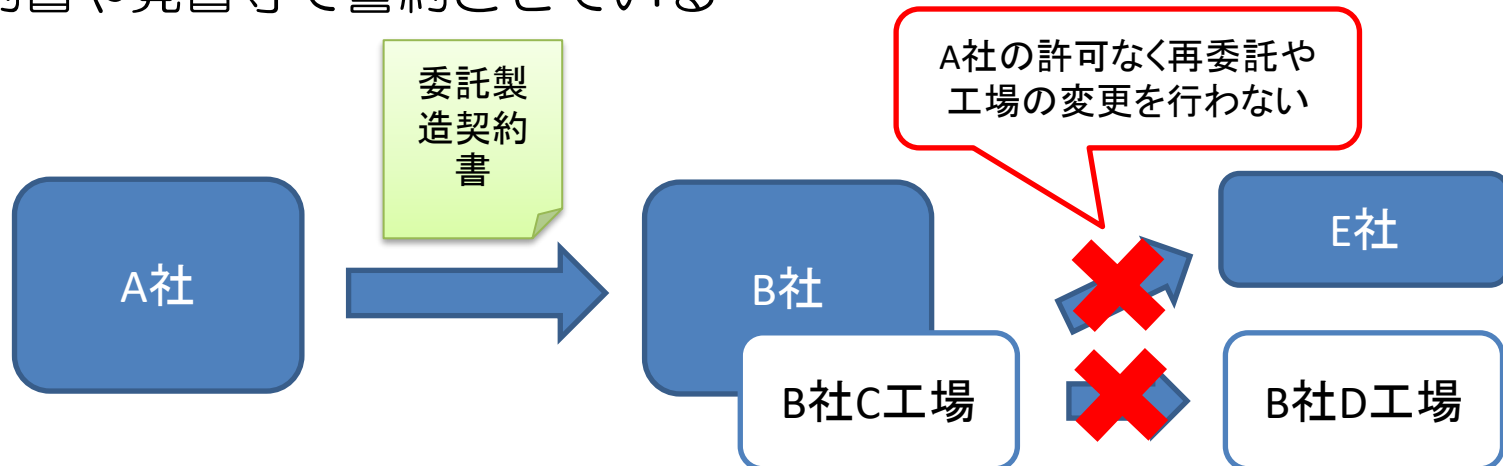


要件③ 製造全般の管理・指揮

- ▶ 委託先B社がどの工場でどのように製品Xを生産しているか、委託元A社が把握している



- ▶ 委託元A社は、自社の許可なく製品Xの製造を他社へ再委託したり、製品の仕様や材料を変更することがないように、委託先B社との契約書や覚書等で誓約させている



委託生産者の確認ポイント

- ▶ 「委託生産者であることのチェックシート」の確認項目が全て「はい」になるかを確認してください。

確認項目	いずれか○で囲む
①製品の企画・仕様(サイズ・性能など)はあなたの会社が決定していますか	はい・いいえ
②製品の生産に使用する材料はあなたの会社が調達・支給していますか、もしくはあなたの会社が材料を指定していますか (VAの場合) あなたの会社が材料の金額も把握していますか	はい・いいえ
③あなたの会社は、製品の製造場所および生産工程について、実地検査や書面で確認するなどにより、管理・指揮していますか	はい・いいえ
④委託生産者の3要件である上記①～③を確認できる製造委託関係の書類を保管していますか	はい・いいえ
⑤製品の生産に使用する材料や仕様・製造場所の変更は、あらかじめあなたの会社で把握し、定期的に①・②を確認できる体制になっていますか	はい・いいえ
⑥あなたの会社の承諾なく製造場所の変更や再委託が行われていないかなど、定期的に③の製品の製造現場および生産工程を確認できる体制になっていますか。	はい・いいえ
⑦あなたの会社は、判定資料(対比表や計算ワークシートなど)を作成できますか	はい・いいえ
⑧あなたの会社は、輸入国税関等から説明を求められた場合、資料に基づき説明責任を果たすことができますか	はい・いいえ

※上記のチェックシートが全て“はい”となり、あなたの会社が製造全般の管理・指揮を行っているといえる場合には、「委託に係る誓約書」を作成・提出できます。

※保管している製造委託関係の資料を追加で確認する場合があります。

委託生産者の提出資料

- ▶ 3つの要件を満たし、委託生産者に該当する場合は、以下の資料を発給機関に提出してください。

(委託生産者に該当する場合の提出資料)

要件①～③の委託関係を示すための誓約書およびチェックシート

※誓約書を提出する場合、以下の保存資料を社内で保存し、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣または指定発給機関（日本商工会議所）の求めに応じて提供できるようにしておく必要があります

関係者各位			年 月 日
			企業名
			住所
			代表者名
			部署・担当者名
			連絡先
当社が原産品判定依頼を行った下記産品は、生産に係る企画・仕様決定、原材料の調達・支給・指定等を当社が行い、当社による生産全般の管理・指揮の下、下記の者が生産を行っていることを誓約いたします。			
記			
(生産を行っている者)			
企業名	株式会社〇〇		
住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇		
部署・担当者名			
連絡先	(電話番号等)		
(該当する産品)			
品名(英文)	製造番号・型番	生産場所(住所・工場名等)	
〇〇(xxx)	〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇工場	
〇〇(xxx)	〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇工場	
以上			

(要件①～③を満たすことを示すための保存資料)

(例) 以下のような資料一式を社内で保存します

- ✓ 委託契約書
- ✓ 製品の注文書・納品書
- ✓ 図面/QC工程表/生産仕様書
- ✓ 材料の手配書/伝票 など

